

指名停止措置一覧 (措置日順)

令和8年1月7日

措置日	措置期間		商号	所在地	措置要件	備考
令和7年7月31日	令和7年7月31日	～	令和8年7月30日 株式会社中央技術コンサルタンツ 関西支店	吹田市江坂町1-23-101	談合等	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、宮城県気仙沼市が発注した道路設計の一般競争入札において、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に逮捕されたため。
令和7年10月7日	令和7年10月7日	～	令和8年3月6日 新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店	大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル	独占禁止法違反行為	特定特装車製品の販売において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和7年9月24日付けで違反事実を公表されたため。なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。
令和7年12月25日	令和7年12月25日	～	令和8年1月24日 株式会社魚国総本社	大阪市中央区道修町1丁目6番19号	法令等違反	令和7年12月12日付けで、福山市保健所長から食品衛生法に基づく営業禁止処分を受け、商号等を公表されたため。

指名停止措置を受けた事業者は、当該指名停止期間中、以下の制限を受けることとなります。

- ① 一般競争入札を実施する場合、指名停止業者の当該入札への参加資格は認められません。
- ② 一般競争入札で、当該入札への参加資格が認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者は入札に参加することはできません。
- ③ 指名競争入札を実施する場合、指名停止業者は指名を受けることはできません。
- ④ 指名競争入札で、指名後に指名停止業者となったときは、その指名は取り消されることとなります。
- ⑤ 指名停止業者は原則、随意契約の相手方となることはできません。
- ⑥ 指名停止業者への下請負、又は再委託することは禁止されています。